

入札説明書

静岡県立こども病院電子カルテシステムクライアント機器等賃貸借契約に係る入札等については、関係法令に定めるものの他、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

平成 27 年 12 月 28 日

2 入札執行者

地方独立行政法人静岡県立病院機構 理事長 田中 一成

3 担当部署

- (1) 部 署 静岡県立こども病院 I T システム管理室
- (2) 所 在 〒420-8660
静岡県静岡市葵区漆山860番地
静岡県立こども病院
- (3) 電話番号 054-247-6251
- (4) E-Mail kodomo-jouhou@shizuoka-pho.jp

4 入札概要等

- (1) 入札番号 こ病シ管第 24 号
- (2) 契 約 名 静岡県立こども病院電子カルテシステムクライアント機器等賃貸借契約
- (3) 設置場所 静岡市葵区漆山 860 番地 静岡県立こども病院
詳細については、「静岡県立こども病院電子カルテシステムクライアント機器等賃貸借入札仕様書」（以下、「仕様書」という。）を参照すること。
- (4) 借入期間 平成 28 年 6 月 1 日から平成 33 年 5 月 31 日まで
- (5) 詳 細 契約書及び仕様書による。

5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程(以下「契約事務取扱規程」という。)第 3 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格(以下「県参加資格」という。)において、「物品賃貸」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 当該物品を納入する能力を有する者であること。
- (4) 当該機器賃貸(同等品)を相当数請け負った実績(能力)を有する者であること。
- (5) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 次のアからオのいずれかにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法

人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下各号において同じ。))であると認められる者。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者。

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

6 入札参加資格の確認

(1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格を有することを確認するため、別紙様式1の「入札参加資格確認申請書」(以下「申請書」という。)及び入札参加確認資料(以下「資料」という。)を作成のうえ提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 申請書の提出期間及び提出場所は以下のとおりとする。

ア 提出期間

平成27年12月28日(月)から平成28年1月8日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

上記3のとおり

ウ その他

申請書及び資料は、各1部及び長形3号封筒(あて先を記入し、通常郵便料金82円に簡易書留料金310円を加えた切手を貼付)を併せて提出場所に持参することとし、郵送又は電送によるものは受付しない。

(3) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成28年1月12日(火)までに申込者あてに通知する。

(4) 申請書には、次の「7 競争入札参加者に求められる義務」に掲げる資料を添付すること。

(5) 入札参加申込に係る注意事項

ア 入札参加申込に係る費用は入札参加申込者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された書類を入札参加資格の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。

ウ 申込期限後における書類の差し替え及び再提出は認めない。

- エ 提出された書類は返却しない。
- オ 提出された書類は公表しない。
- カ 提出書類に用いる言語は日本語に限る。

7 競争入札参加者に求められる義務

次の資料を提出すること。

提出された書類等をもとに審査を実施し、審査の結果、当該物品を納入することができると思われる者に限り、入札の参加対象者とする。なお、提出した書類について説明を求める場合がある。

- (1) 静岡県が発注する物品購入等に係る競争入札参加資格審査結果通知書（営業種目 65）の写し
- (2) 納入実績証明書（別紙様式 2）

ア 仕様書記載の機器構成と同等規模相当のものを納入した実績を提出すること。ただし、入札しようとする者がリース会社等の賃貸借業者の場合は、その機器供給及び SI 等サービスを受ける業者（機器製造販売業者、SI 業者）の実績を提出すること。この場合は、その業者を明らかにする証明書（別紙様式 3）を添付すること。

- (3) 機能仕様及び標準価格表

ア 機能仕様及び標準価格表（別紙様式 4）

仕様書に記載されている内容と比較できるように、仕様は詳細に記載すること。

イ カタログ等の資料を添付すること。

8 入札資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。
- (2) 前項の説明を求める場合には、平成 28 年 1 月 12 日（火）午後 5 時までに日本語の書面（様式任意）を持参することにより提出しなければならない。
- (3) 入札執行者は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対して日本語の書面により回答する。
- (4) (2) の書面の提出先は、上記 3 に同じ。

9 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時、場所

日時 平成 28 年 1 月 14 日（木）午前 10 時 30 分

場所 静岡県立こども病院 H 棟 6 階会議室

- (2) 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、契約書、仕様書等を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 入札者は、別紙様式 5 による入札書を持参により提出しなければならない。電話、電報、ファックスその他の方法による入札は認めない。
- (4) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 入札者は、別紙様式 5 による入札書に次の各号に掲げる事項を記載し提出しなくてはならない。

ア 入札金額

イ 入札年月日

ウ 入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。）

エ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、当該代理人の氏名及び押印（外国人の署名を含む。）

(6) 入札は、入札参加者、又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、次のとおり取り扱うものとする。

ア 代理人が代理人名義で入札する場合には、入札書投函前に別紙様式 6 による委任状を提出すること。

(7) 入札者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。ただし、金額部分についての訂正は認めない。

(8) 入札書は、封筒に入れて密封し、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「平成 28 年 1 月 14 日開札（入札）こ病ジ管第 24 号静岡県立こども病院電子カルテシステムクライアント機器等賃貸借契約入札書在中」と記載しなくてはならない。

(9) 入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

(10) 入札者が合連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行できない状態にあると認めたときには、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(11) 入札金額は、 $(\text{月額賃借料（税抜）} \times 60) + (1 \text{ 年目月額保守料（税抜）} \times 12) + (2 \text{ 年目以降月額保守料（税抜）} \times 48)$ とする。月額賃借料算定に関しては、仕様書に記載する調達機器の 5 年間継続使用に基づく金額を記載すること。また、入札金額は、仕様書に示す調達物品の本体価格のほか、調達に関する一切の諸経費（輸送費、搬入費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の経費、設置調整費、インストール費、保守費用、その他）を含むものとする。

なお、落札決定は入札金額総額をもって行うが、契約にあたっては、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、落札決定後、落札業者から提出された明細書に基づき、月額賃借料の 100 分の 108 に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に 60 を乗じた金額に、1 年目月額保守料の 100 分の 108 に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に 12 を乗じた額を加え、さらに、2 年目以降月額保守料の 100 分の 108 に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に 48 を乗じた額を加えた総額をもって契約価格とする。

(12) 入札公告等により競争入札参加資格申請書を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該申請者にかかる資格審査が開札時までには終了しないとき、又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。

(13) 開札は、入札者が出席して行うものとする。この場合において入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係の無い職員を立ち会わせてこれを行う。

(14) 入札者は、開札時刻後においては、開札会場に入場することはできない。

(15) 入札者は、開札会場に入場しようとする場合は、身分証明書を提示しなければならない。な

お、代理人は入札関係職員に入札権限に関する委任状を提出しなくてはならない。

(16) 入札者は、特にやむを得ない事情があると認められた場合の他は、入札会場を退場することができない。

(17) 入札会場において、次の掲げる事項に該当する者は、入札会場から退去させる。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために連合した者

(18) 入札者は、本件調達にかかる入札について、他の入札参加者の代理人となることはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

免除する。

11 入札の無効

次の項目の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 公告等にした競争入札参加者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印又は代理人が入札する場合の当該代理人の氏名及び押印のない入札書による入札
- (3) 入札金額の記載が不明瞭な入札書による入札
- (4) 供給物品名に重大な誤りのある入札書による入札
- (5) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (6) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (7) 同一事項の入札について、2 以上の入札をしたものの入札
- (8) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (9) 同一事項の入札について、2 人以上の代理人をした者の入札
- (10) 入札者が開札までにその提示した入札書を書き換え、引き換え又は撤回した時
- (11) その他あらかじめ指示した条件に違反して入札した者の入札
- (12) 入札参加資格確認の後、静岡県から参加停止措置を受けて入札時点において参加停止期間中である者の入札

12 落札者の決定

- (1) 落札者の決定については、仕様書に示した物品を納入できると理事長が判断した入札者であって、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札となるべき同一価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじで落札者を決定する。この場合、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、その者に代わって入札事務に関係のない本機構職員がくじを引くこととする。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札者がいないときは、その場所において直ちに再度の入札を行う。ただし、入札執行回数は2回までとし、再度の入札において落札者がいないときは、最後の入札において最低の価格を記載した者と協議する場合がある。
- (4) 落札者が指定の期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

13 契約書の作成

- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内（落札者が遠隔地にある等特別な事情

がある場合は指定の期日まで)に契約を締結しなくてはならない。

(2) 落札者が、前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

(3) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に署名又は記名並びに押印をし、さらに契約締結権者が当該契約書の送付を受けて、これに署名又は記名並びに押印をするものとする。

(4) 契約書及び契約にかかる文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

14 契約条項

別添契約書(案)のとおり

15 その他

(1) 本件入札事項に関して疑義がある場合は、説明を求め、内容を十分承知しておくこと。

(2) 入札参加者は、開札日の前日までの間において、入札執行者又は入札関係職員から調達物品の内容について説明を求められた場合は、それに応ずる義務を負うものとする。なお、説明義務を履行しない者の入札書は入札の対象としない。

(3) 本調達に関して要したすべての費用については、入札参加者の負担とする。

16 質疑及び回答

(1) 提出日時 平成 28 年 1 月 8 日(金)午後 5 時まで
電子メールにて提出し、その旨を電話にて連絡すること

(2) 様 式 様式 7 による

(3) 提 出 先 上記 3 に同じ

(4) 回答日時 平成 28 年 1 月 12 日(火)までに申込者あてに通知する。